

一般社団法人本との出会いホントの出会い定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人本との出会いホントの出会いと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、ブックドライブ活動によって地域貢献、SDGsの活動をすることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 図書の収集及び寄贈活動を通じて、持続可能な社会の実現に貢献すること。
- (2) 情報格差解消のための取り組みを推進し、教育の機会均等を図ること。
- (3) 図書館、教育機関、非営利団体等との連携を通じて、図書の有効活用を促進すること。
- (4) 上記の目的を達成するための情報提供、啓発活動、研究、調査、講演会、シンポジウム等の開催、出版物の発行等。

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退社したとき
- ② 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- ③ 総社員の同意があったとき。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人に理事1名を置く。

第5章 計算

(事業年度)

第10条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第11条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。